

湊東地区買取型復興公営住宅の不当利得返還請求事件

に係る住民訴訟の判決について

<市長コメント>

「湊東地区買取型復興公営住宅の不当利得返還請求事件に係る住民訴訟の判決」についてご報告申し上げます。

本件訴訟は、原告より令和2年2月19日付けで仙台地方裁判所に提起されたものであり、その内容は、湊東地区の買取型復興公営住宅について、「市が売主である工事施行者に対し、架空工事などがあったとして金4億8,979万5,000円を請求せよ。」というものであります。

本件は、令和2年7月22日に仙台地方裁判所で第1回口頭弁論が行われ、本年2月28日で結審し、3月9日に原告の訴えを退ける内容の判決の言い渡しがされたものであります。原告は第1審の判決を不服として控訴していたものであります。

控訴審は7月12日に仙台高等裁判所で第1回口頭弁論が行われ、同日で結審し、10月6日に「原判決を取り消し、控訴人らの請求を棄却する」との判決の言い渡しがされたものであります。控訴人は、この判決を不服として、10月13日に

最高裁判所へ上告しましたので、引き続き、訴訟代理人である
弁護士と協議しながら対応してまいります。

なお、本件訴訟に係る弁護士費用は、既に支出している第1
審及び控訴審の着手金に加え、判決が確定した際に成功報酬と
事務費等を支出することとなります。